

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時
- 令和6年11月21日（木） 午後2時から午後2時15分
- 2 開催場所
- 瀬戸市役所庁議室
- 3 出席委員

農業委員

農地利用最適化推進委員

- 1番

伊藤 憲昭
- 2番

井上 俊英
- 3番

小澤 早由里
- 4番

加藤 卓夫
- 5番

作石 正太郎
- 6番

高島 八十三
- 7番

武田 晴光
- 8番

長江 和春
- 9番

中村 征実
- 10番

藤井 義廣

欠
- 11番

矢野 洋三
- 12番

横道 厚子
- 1番

磯村 幸成
- 2番

江尻 雅之
- 3番

大澤 憲男
- 4番

加藤 晴次
- 5番

藤田 茂夫
- 6番

前田 晴美
- 7番

松原 清
- 8番

山田 泰司

（出席 19 欠席 1 ）

4 議事日程

- 第65号議案

農地法第5条の規定による許可申請について

1 件
- 第66号議案

農地法第5条の規定による許可申請について

1 件
- 第67号議案

瀬戸市市民菜園特定農地貸付規程の一部改正について

1 件
- 報告第33号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

2 件
- 報告第34号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

3 件
- 報告第35号

電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に係る事業計画書について

1 件
- 報告第36号

現況証明願出書について

1 件
- 報告第37号

生産緑地の斡旋について

1 件

議長	ただ今より瀬戸市農業委員会 1 1 月定例会を開会いたします。 本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。 なお、農業委員の 1 0 番 藤井 義廣（ふじい よしひろ）委員 より、 欠席の連絡が入っております。
議長	続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、 3 番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員、 4 番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員を指名いたします。
議長	（第 6 5 号議案）
議長	これより議事に入ります。「第 6 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	申請地は、登記地目、現況地目共に畑の 2 筆で、面積は 1 , 3 5 4 m²、目的は駐車場兼資材置場です。立地基準は、市街地介在農地のため、第 3 種農地に該当します。申請地の周辺は四方を道路に囲まれています。 近隣農地への防除については、農地がないため問題ありません。排水は雨水のみで、南側に素掘り柵を新設し、コルゲート管にて法面を通したのち、こちらにも新設する P U 柵と接続した後、既設側溝へ排水します。 以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。 第 6 5 号議案につきましては以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。第 6 5 号議案について、ご質疑はござい

せんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第65号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第66号議案)

議長 続きまして「第66号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に畑の1筆で、筆の面積は168㎡で、目的は分家住宅の建築です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地は、周辺が宅地であり、既存コンクリートブロックで囲まれているため近隣農地への支障はありません。

前面道路側溝が^{かいきよ}開渠であるため、承認工事により乗入れを新設する予定です。

排水は、前面道路側溝へ排水しますが、その先の農業用水路へ流入するた

め、農事組合の排水承諾を得ています。

他法令の建築許可については許可見込みありと確認済みです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第66号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第66号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第66号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第67号議案)

議長

続きまして、「第67号議案 瀬戸市市民菜園特定農地貸付規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条

により、瀬戸市長から変更承認依頼があったものです。主な改正点は5点あります。1点目、瀬戸市民の利用促進のため、貸付対象者の条件から在勤者の表記を削除します。2点目、補欠者という呼称について実態に合わせ、文言を使用待機者に変更します。3点目、借受者とは契約を締結している訳ではないため、「契約の解約」ではなく「許可の取消し」という文言に変更します。4点目、上之山市民菜園の一部閉鎖、新田市民菜園の完全閉鎖に伴い、区画数を変更します。5点目、今年度末に使用期限をむかえる西本地市民菜園の使用料を、2,000円から穴田菜園、屋戸菜園と同額の4,800円に変更します。使用料の増額分につきましては、使用者や近隣の住民の要望に応じて、定期的な草刈りなどを実施する市民菜園整備費として使用することとし、今後はより市民菜園が適正に管理されることとなります。

以上より変更後の特定農地貸付規程については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条に定める特定農地貸付けの要件を満たしており、かつ、同法第3条に定める事項についても記載されていることから、承認できるものと考えます。

第67号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第67号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

加藤晴次
委員

市内在勤者を対象から外す理由を改めて教えてください。

事務局

先ほど申し上げましたとおり、市民へのサービス向上のため、また在勤者ですと、農地へ通える頻度が少なく、管理が不十分となることが散見される

こと、さらに、近隣の長久手市・尾張旭市でも、市内在住者のみを対象としていること、以上の理由から、瀬戸市でも市内在住者のみを対象としたいと思っています。

議長

他にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第６７号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第６７号議案は原案のとおり承認することに決しました。

（報告事項）

議長

続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第３３・３４号 農地法第４条第１項第７号の届出については２件、農地法第５条第１項第６号の届出については３件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第３５号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に係る事業計画書については１件ありました。本件は、農地法第５条第１項に規定されている農地転用の許可不要案件に該当し、農地法施行規則第５３条第１１号の規定により事業計画書の提出がなされたもので、面積等は記載のとおりです。

報告第３６号 現況証明願出書については１件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第３７号 生産緑地の斡旋については１件ありました。本件は、所有者から買い取り申し出があり、市等において買い取りをしないことになったため、生産緑地法第１３条に「生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならな

い。」とされていることから、都市計画課より情報提供があったもので、斡旋を希望される方がいらっしゃいましたら、１１月２９日の金曜日までに事務局にお知らせください。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会１１月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。